

県・市町名	制度・事業名	＜リンク用＞ HPアドレス (URL)	対象	内 容	担当課
内灘町	新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/jumin/2917.html	設置	町内において自ら居住する住宅に太陽光発電システム、住宅用エネルギーマネジメントシステム (HEMS)、定置型リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム、高効率給湯器、ペレットストーブを設置する方 町内において自ら所有する土地に小形風力発電システムを設置する方 ・太陽光発電システム : 5万円 (2kw以上10kw未満) ・住宅用エネルギーマネジメントシステム (HEMS) : 2万円 ・定置型リチウムイオン蓄電システム : 10万円 ・太陽熱利用システム : 強制循環型2万円、自然循環型1万円 ・高効率給湯器 : エコキュート2万円、エコジョーズ・エコフィール1万円、ハイブリッド 給湯器2万円 ・ペレットストーブ : 2万円 ・小形風力発電システム : 6万円	住民課環境管理室 076-286-6701
	省エネ家電買替促進補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/jumin/12652.html	買替	町内において自ら居住する住宅の既存家電を省エネ家電に買換える方 エアコン、電気冷蔵庫: 購入費の1/5、限度額2万円 (エアコンは2027年度目標に対し多段階評価点3.0以上、電気冷蔵庫は2021年度に対し多段階評価点3.0以上) (同一年度内にいずれか1台のみ)	
	生ごみ処理器 (機) 設置費助成金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/jumin/2918.html	設置	町内に在て自己の住宅に設置する方 簡易式生ごみ処理器1千円、コンポスト設置3千円、機械式生ごみ処理機: 購入費の1/3、限度額2万円	
	住宅耐震改修工事費等補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/toshi/1721.html	改修	木造住宅 ①簡易耐震診断: 自己負担無料 (現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅) 上記以外の場合、一部自己負担により実施 ②耐震診断: 補助率3/4、限度額9万円 ③耐震改修: 補助率10/10、限度額150万円	都市建設課 076-286-6710
	がけ地防災工事費補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/toshi/1757.html	改修	こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 防災工事補助金: 補助率1/2 限度額70万円	
	危険ブロック塀の除却に関する補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/toshi/1768.html	除却	道路(私道及び民地境のブロック塀は対象外)に面している危険ブロック塀の除却に要する費用 除却面積に4,000円を乗じた額、もしくはは実際の除却工事費のいずれか低い方の額 限度額10万円	
	創業サポート事業補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/chiiki/1813.html	改修	町内において、店舗や事務所等で創業をする方 補助金額: 改装工事費、設備・器具・備品等購入費、広告宣伝費の1/2 (店舗の場合: 上限50万円、事務所の場合: 上限20万円)	地域産業振興課 076-286-6708
	雨水浸透施設等設置費補助金制度	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/suido/1954.html	設置	町内において住宅等の敷地内に雨水浸透施設、雨水貯留施設を新規に設置する方 ①雨水浸透施設: 補助率2/3、上限1個当たり内径により2万3千円～3万5千円 ②雨水貯留施設 (既存浄化槽転用): 補助率2/3、上限1基当たり8万円 ③雨水貯留施設: 補助率: 2/3、上限1基当たり容量により2万円～2万5千円	上下水道課 076-286-1115
	自立支援型住宅リフォーム推進事業	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/fukushi/8947.html	改修	生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造 (リフォーム) される方 (限度額100万円)	福祉課 076-286-6703
	マイホーム取得奨励金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/kikaku/2073.html	新築購入	町内で居住するために、新築住宅又は中古住宅を取得し居住した方 ・新規転入された方・・・ (新築) 30万円 (中古) 10万円 さらに29歳以下の方は10万円加算 ・町内に在る39歳以下の方・・・ (新築) 10万円 (中古) 5万円 さらに29歳以下の方は5万円加算 町商工会加盟の建築業者を利用して新築した場合は10万円を加算する。合計額の2分の1は現金、残りは町商工会が発行する共通商品券で交付する。	企画課 076-286-6727
	三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/kikaku/2076.html	新築購入	祖父母世代、親世代及び子どもの三世代が、町内で同居又は近居するために、住宅を取得し居住した方に、20万円を交付する。	
	定住促進新婚世帯新居費用助成事業補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/kikaku/2058.html	住居費用 引越し費用 改修	婚姻日が令和6年3月1日から令和7年3月31日までの新婚世帯 (夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が500万円未満の世帯に限る) に対して、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払われた婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借 (最初の6ヶ月分のみ) 費用、引越し費用及びリフォーム費用を助成する。 (限度額30万円、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は限度額60万円)	
	空き家バンク成約奨励金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/kikaku/2108.html	その他	空き家・空き地バンク登録物件が賃貸借又は売買契約締結に至った場合、登録時の所有者に奨励金5万円を交付する。	
	空き家活用事業補助金	https://www.town.uchinada.lg.jp/soshiki/kikaku/2103.html	改修 解体	空き家の所有者又は賃借者が、売買契約又は賃貸借契約後にリフォーム工事又は解体工事を行った場合、対象経費 (総額50万円以上を要したもの) の1/2の額を交付する (上限額30万円、解体工事を行った空き家が旧耐震基準の場合は上限額50万円)。なお、空き家の賃貸借契約締結前1年以内に完成したリフォーム工事についても交付対象となる。	